

指定訪問介護相当サービス事業重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介助、生活支援を行うことによって、利用者の方の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の方の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

関係市町村、指定介護予防支援事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護予防サービスの提供に努めます。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1人

管理者は、当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者 1人以上(利用者数に応じて必要な人数以上)

サービス提供責任者は、当事業所に対する指定訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、個別サービス計画の作成等を行うとともに、訪問介護相当サービスの提供、その他サービス内容の管理について必要な業務を行います。

(3) 訪問介護員 2. 5人以上

訪問介護員は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たります。

(4) 事務職員 1人以上

事務職員は、当事業所の事務を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日

年中無休です。

(2) 営業時間

営業時間は午前8時30分から午後5時30分までです。

5. 指定訪問介護相当サービスの実施手順及び内容

(1) 事業所は、指定訪問介護相当サービスの開始にあたり、利用者の方の心身状況等を把握し、利用者の方個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別サービス計画を作成し、サービスの提供にあたります。

(2) 指定訪問介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介助又は調理、洗濯、掃除等の家事援助を含む生活支援を総合的に行うものとします。

6. 利用料

指定訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業」に定める基準によるものとします。ただし、当該指定訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とします。
(利用料は別添利用料一覧表のとおりです。)

7. 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、指定訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の方の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時における対応方法

訪問介護員等は、指定訪問介護相当サービスを実施中、利用者の方に不測の事故が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な処置を講じます。

9. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

10. 苦情の申立

当事業所が行う指定訪問介護相当サービスの内容や当事業所が作成した個別サービス計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者 住所
本人との続柄
氏名 印

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

- 敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護相当サービス事業所「あいあい」の管理者及びサービス提供責任者
 相談責任者：管理者 鎌田 大地 電話：0770-22-7222 ファックス：0770-22-8380
- 敦賀市福祉保健部長寿健康課 電話：0770-22-8180
- 福井県国民健康保険団体連合会 電話：0776-57-1614
- 福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話：0776-24-2347

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

